

仙台市感染症予防計画中間案に係る意見募集 (パブリックコメント)の実施結果について

1. 実施概要

(1) 意見の募集期間

令和5年12月22日(金)～令和6年1月26日(金)

(2) 周知方法

- ① 市政だより、市ホームページによる周知
- ② 市施設等における配布・閲覧
区役所・総合支所、市政情報センター、区情報センター等

(3) 意見提出方法

郵送、ファクス、電子メール、電子申請

2. 意見の提出状況

(1) 提出者数

7人(内訳:電子メール2人、電子申請5人)

(2) 意見件数

33件

(3) 提出された意見の内訳

該当項目	件数
① 第1章 はじめに	1件
② 第2章 感染症の予防の推進の基本的な方向	6件
③ 第3章 感染症対策	9件
④ その他(※)	17件
合計	33件

※ ご意見が包括的な内容である、または複数の分野に関連する内容である場合等は「その他」としております。

(4) 提出された意見の概要(一部を掲載)

① 第1章 はじめに

- ・表の表記について

表が次のページへまたぐ場合は改めて項目名を記載すべきである。

② 第2章 感染症の予防の推進の基本的な方向

・情報収集に係るシステムの構築について

行政が感染症発生動向調査を実施することは重要であり市民の安全を確保する一環として歓迎されるが、調査結果の正確性が求められるため、データ収集の信頼性を確保するシステムが必要である。

・適切な情報発信について

市民への教育活動は感染予防に有益であり、定期的かつ理解しやすい情報提供が求められている。感染症への理解度を向上させるためには、広報活動の充実が必要である。

③ 第3章 感染症対策

・外出自粛要請者への対応について

外出自粛中に必要な物品や医療用具の提供は、感染リスクの軽減と生活の円滑な進行に繋がる。食料品や薬品の定期的な配送サービスの確立や、必要な医療用具の提供を行う体制を整えるべきである。

④ その他

・検査体制等の整備について

早期発見と対応が感染拡大を防ぐ鍵である為、これに焦点を当てるべきであり、その為の検査体制や診断技術の向上が求められる。

※ その他の意見及び意見に対する本市の考え方は「仙台市感染症予防計画(中間案)に寄せられた意見と本市の考え方について」のとおり